

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の取組みのご案内

平素より弊社サービスをお引き立て賜り厚くお礼申し上げます。

先般、各地において新型コロナウイルス感染症の感染が確認されており、今後も予断を許さず、引き続き警戒し感染収束に向けた取組みが求められています。

感染リスクを軽減していくために、現在弊社といたしまして、手洗いや除菌、マスク着用、換気等の感染症対策を講じたうえで、以下の方針にて取組みをしております。

『新型コロナウイルス感染症 感染防止対策の基本方針』

- (1) 保育者は出勤前に毎回体温を計測。37.5度以上の発熱や呼吸器症状が認められる場合、保育の利用を停止。
- (2) 保育者及び保育者の同居家族に新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある症状等を事務局にて確認した場合、保育の利用を停止。
- (3) 概ね過去7日以内に海外から帰国した保育者。もしくは海外から帰国した人と濃厚な接触をした保育者は原則出勤を停止。なお、上記に該当する利用者様の保育の利用を停止。
- (4) お子さまや同居するご家族に風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、保育の利用を停止。
- (5) お子さまと同居するご家族（12歳以上）に風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合、保育の利用を停止。
- (6) お子さまや同居するご家族の方の通園、通学先や勤務先等で新型コロナウイルス感染症の感染発生が疑われている場合、保育の利用を停止。
- (7) お子さまや同居するご家族の方の通園、通学先や勤務先等で新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、自宅待機等を指示されている場合、保育の利用を停止。
- (8) お子さまや同居するご家族の方が、PCR検査を受けて、検査結果が判明するまでの期間、保育の利用を停止。
- (9) お子さまや同居するご家族の方が、新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者となった場合、保育の利用を停止。
- (10) お子さまや同居するご家族の方に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、保育の利用を停止。
- (11) その他、感染リスクが高いと考えられる場合、個別に保育を中止するなどの措置を講じる。

* 「新型コロナウイルス感染症 感染防止対策の基本方針」の内容に該当する事由があり、保育サービスを利用することが出来なかった場合は、不可抗力による事由として、月会費はご返金いたしかねます。

なお、病児保育を利用するにあたって、事前にクリニック等で受診して、病名の確定診断がされてから、予約手続きをしていただきますようご協力をお願いいたします。
受診結果により病児保育を利用出来る場合の目安は、主に以下の内容となります。

【受診結果により病児保育を利用できる場合の目安】

- ① インフルエンザ、溶連菌、RS ウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス等のウイルスの確定診断がある病気の場合
- ② 上記①に該当する確定診断はないが、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査や抗原検査の結果が陰性であることが確認できる場合

方針は今後の新型コロナウイルス感染症の感染の広がり等を見ながら適宜見直しいたします。安心・安全の保育の実施のために、何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。